

銚田市告示第 119 号

令和 6 年度銚田市敬老長寿応援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 1 6 日

銚田市長 岸田 一夫

令和 6 年度銚田市敬老長寿応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、銚田市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 37 号。）に定めるもののほか、令和 6 年度銚田市敬老長寿応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき登録された銚田市内飲食事業者に対して、その食事券を補助することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 実施要綱第 8 条の規定により、食事券取扱事業者として登録された者をいう。
- (2) 食事券 実施要綱第 2 条に規定する市が発行する使用期限付きの券種をいう。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 補助金の額 食事券 1 枚あたり 500 円

(補助金の交付の申請及び実績報告及び請求)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、銚田市敬老長寿応援補助金交付申請及び実績報告及び請求書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付が適当であると認めるときは、銚田市敬老長寿応援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するとともに、申請者の口座に補助金を振り込む。

(補助金の返還)

第6条 市長は、前条に定める実績報告等の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、交付された補助金が次の各号のいずれかに該当したときは補助金の全額又は一部について返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他補助金の使用が不適切であると認めたとき。

(その他)

第7条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

銚田市長 様

所在地
事業所名
代表者職名 印

銚田市敬老長寿応援補助金交付申請書及び実績報告書及び請求書

銚田市敬老長寿応援補助金について、令和6年度銚田市敬老長寿応援補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請し、補助金を請求します。

記

1 申請内容

(1)利用日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
--------	---------------------

2 実績

(1)食事券	枚
--------	---

3 請求

(1)請求金額	円
---------	---

4 振込先

(1)金融機関名	銀行・金庫・組合・農協
(2)支店名	本店・支店・本所・支所
(3)預金種別	普通・当座・その他()
(4)口座番号	
(5)口座名義	(フリガナ) -----

5 添付書類 ※食事券

様

銚田市長

銚田市敬老長寿応援補助金交付決定(却下)通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった銚田市敬老長寿応援補助金交付申請書及び実績報告書及び請求書について、令和6年度銚田市敬老長寿応援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
(利用日 令和 年 月 日～令和 年 月 日)
- 2 振込予定日 令和 年 月 日